

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年6月15日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

都市計画道路等の見直しに係る検討調査委託

#### (2) 目的

本件は、東京都と特別区及び26市2町が協働で策定した「東京における都市計画道路の整備方針(以下「整備方針」という。)」及び世田谷区の道路の新設・拡幅整備に係る総合的な方針である「せたがや道づくりプラン(以下「道づくりプラン」という。)」の策定に伴い、令和8年度以降、引き続き検討することが必要と位置づけられた路線(計画内容再検討路線及び調整区間)の在り方について調査・検討することを目的とする。

#### (3) 業務内容

業務内容は、プロポーザル後、選定された第一候補者の企画提案を踏まえ、世田谷区と受託者間の協議により仕様書を決定するものとする。

なお、現在、世田谷区が考える業務内容は下記のとおりとする。

令和8年度

計画内容再検討路線に係る以下の調査・検討

計画内容再検討路線については、東京都都市整備局HP「東京における都市計画道路の整備方針」を参考の上、提案すること。

ア 道路交通状況の現況把握

イ 道路構造の概略検討、比較案の作成

ウ 計画変更または廃止した場合の周辺エリアへの影響等の検討(補助第213号線のみ)

令和9年度

①令和8年度に調査・検討した計画内容再検討路線に係る都市計画図書の作成

②調整区間に係る以下の検討・調査

調整区間については、参考資料(せたがや道づくりプラン素案(抜粋))を参考の上、提案すること。

ア 道路交通状況の現況把握

- イ 計画道路周辺の土地利用状況及び建物立地状況の調査
- ウ 計画道路周辺地域の区画道路率等の調査・検討
- エ 道路線形の検討、比較案の作成

#### (4) 履行期間

契約の日から令和10年3月中旬まで

※委託契約は単年度ごとに行い、令和9年度は、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され配当されることを条件として契約を行う。

## 2 参加資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立をしていないこと。
- (6) 令和3年度以降に、都道府県、政令指定都市又は都内区市町における都市計画道路の変更に伴う検討業務の受託実績があること。
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (8) 予定技術者が下記の要件を満たすこと。

主任技術者

技術士(建設部門:「道路」、「都市及び地方計画」又は総合技術監理部門(選択科目が建設部門に相当))又は、RCCM(道路部門)の資格を有し、10年以上の業務経験又は同等程度の業務遂行能力を有する者であること。

- (9) 都市計画道路等の見直しに係る検討調査委託プロポーザル審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件担当課が参加表明書の記載内容より、参加表明書を提出した法人の参加資格の有無の確認のみ行う。

## 4 提案書を特定するための評価基準

企画提案書の評価項目は以下のとおりとする。なお、参考見積書は、見積金額と提案内容が妥当であるか確認するためのものとする。

- (1)業務実施体制
- (2)予定技術者実績
- (3)業務計画
- (4)特定テーマに対する提案
- (5)参考見積書

## 5 手続等

### (1)担当課

世田谷区 道路・交通計画部 道路計画課  
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1(二子玉川分庁舎A棟3階)  
電 話:03(6432)7935  
FAX:03(6432)7991

### (2)説明書の交付期間、場所及び方法

#### ①配布期間

令和8年6月15日(月)から令和8年6月29日(月)

#### ②配布場所及び方法

ア 区のホームページからダウンロード

HP [世田谷区トップページ](#)→[区政情報](#)→[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)  
[現在実施中のプロポーザル情報](#)→[住まい・街づくり・環境](#)に掲載

イ 上記(1)担当課にて窓口配布

(土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)

### (3)参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

#### ①提出期限

令和8年6月29日(月)午後5時まで(必着)

#### ②提出方法

郵送又は持参(持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)

#### ③提出先

上記(1)担当課

### (4)提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

#### ①提出期限

令和8年8月7日(金)午後5時まで(必着)

#### ②提出方法

①電子メール(メールアドレスは招請通知内でお知らせします。)

②郵送又は持参(持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)

#### ③提出先

上記(1)担当課

## 6 失格事由

- (1) 審査の結果、評価点が区の定める失格基準を下回った場合
- (2) 招請通知後、選定事業者の特定までに次に掲げる事由のいずれかに該当した場合
  - ① 参加資格がないことが判明した場合
  - ② 参加表明書その他の書類において虚偽の記載がみとめられた場合
  - ③ 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた場合
- (3) 選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため、審査委員会委員又は区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合
- (4) その他選定に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合

## 7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (6) 詳細は実施要領兼説明書による。